市民活動・コミュニティ

問 自治人権推進課　☎484-6127

市民公益活動サポートセンター

問 ☎484-6686

市民公益活動サポートセンターは、市民公益活動を行うすべてのかたを応援する施設です。「誰かのために何かしたい、役に立ちたい。」そんなかたがたの交流と活動を支援しています。

すでに活動をしているかたも、これから始めるかたも、交流・情報収集・資料作成・会議等にご利用ください。活動に関するご相談もお受けします。

●利用できるかた

佐倉市内で主に市民公益活動を行っている個人や団体、あるいはこれから行おうとしているかたが利用できます。ただし、宗教活動、政治活動、営利を目的とする利用はできません。

●施設概要

①交流コーナー　気軽な話し合いなどにお使いください。どなたでも予約なしで自由にお使いになれます。

②会議室（要申し込み）

テーブル、いす、ホワイトボードの備品を設置。会議や研修にご利用できます。会議室の予約は登録団体はご利用予定日の3か月前から、登録団体以外は1か月前からお受けしています。

③ロッカー、メールボックス（登録団体のみ・要申し込み）

団体用のロッカー、メールボックスを貸し出しています。

④印刷・作業コーナー

団体の情報収集、市民公益活動に関する資料の閲覧のための図書やインターネット検索、文章作成などを行うためのパソコン（2台）、作業用の備品の利用ができます。

・パソコン：無料、2時間まで利用可能です。
・コピー機：白黒 =1 枚 10 円、2色カラー＝1枚20円、
　　フルカラー=1 枚 30 円
・印刷機：紙は持ち込みで、版代=1 枚 70円、印刷=1 枚1円
・紙折機・断裁機は無料で利用できます。

●開所日

・火～金曜日　午前9時～午後7時
・土・日・月曜日（休所日を除く）午前9時～午後5時30分

●休所日

・毎月第2・4月曜日、祝日
・年末年始（12月28日～1月4日）

●所在地

鏑木町198-2　レインボープラザ佐倉 内

自治会・町内会・区へ加入しましょう

安全・安心で潤いのある地域社会を作り上げるためには、まちづくりの主役である地域に住んでいる皆さんが、自治会・町内会・区活動に積極的に参加し、力を合わせて活動することが重要です。

【加入の手続き】

各自治会等の会長や役員、班長（組長）までご連絡ください。なお、会長や役員、班長（組長）の連絡先がわからないときは、ご近所に尋ねてください。

また、お住まいの地域の自治会・町内会・区がわからない場合には、自治人権推進課までお問い合わせください。

自治会・町内会・区では、こんな活動をしています

【防犯活動・交通安全活動】

防犯パトロールなどの防犯活動や交通安全活動にも積極的に取り組んでいます。

【防災・互助活動】

いつ発生するかわからない地震や火事、水害などの災害に備え、防災訓練を実施しています。また、災害時の助けあいも自治会・町内会・区の大きな役割です。

【環境美化・生活を守る活動】

ごみステーションの設置・清掃や町内清掃を行うなど、地域の環境美化活動を推進しています。また、日常生活上の諸問題についても、自治会・町内会・区内で話し合い、関係機関と協議するなど、積極的に取り組んでいます。

【文化・レクリエーション活動】

地域住民の交流と親睦を図るため、地区の運動会や夏祭りなどを開催し、心のふれあうコミュニティづくりに努めています。また、地域の伝統文化や伝統行事などの継承や創造にも努めています。

【広報活動】

市または自治会・町内会・区内のお知らせなど、生活に欠かせない情報を回覧または配布により、会員に周知します。

【福祉活動や募金の協力】

愛の1円募金など、募金の協力を行っています。

※活動内容は一例で、自治会・町内会・区によっては実施していない事業もあります。詳しい活動事業は各自治会などへお問い合わせください。